

愛知県社会福祉大会における愛知県社会福祉協議会会長表彰要領

1 趣 旨

この表彰は、多年にわたり社会福祉の推進に尽力し、その功績が顕著な者を表彰し、その功労に報いるとともに、今後の社会福祉事業の進展に寄与しようとするものである。

2 表彰区分

表彰状及び感謝状とする。

3 表彰の対象・基準

本会会長が表彰するものは、社会福祉の推進についての功績が顕著であり、次に定める条件に該当するものとする。ただし、市町村社会福祉協議会会長から内申があったものに限る。

(1) 民生委員・児童委員の表彰基準

民生委員・児童委員の現職にあり、その在職期間が15年以上であるもの。

(2) 市区町村社会福祉協議会会長の表彰基準

市区町村社会福祉協議会の会長職にある者で、その在職期間が10年以上であるもの。

(3) 社会福祉施設（社会福祉法第2条該当）・社会福祉団体役職員の表彰基準

県内において、社会福祉施設・社会福祉団体の役職員等の現職にあり、その在職期間が15年以上であるもの。

(4) 里親の表彰基準

現在、里親であって、児童の養育期間が13年以上で、名古屋市長、県福祉相談センター長又は県児童相談センター長が推薦したもの。ただし、養子を前提とした里親は除く。

(5) その他、社会福祉事業の進展に寄与した者の表彰基準

次に定める条件に該当するものとする。

ア 社会福祉の推進について著しく尽力し、その功績が顕著であること。

イ ボランティアグループ及び個人ボランティアは、10年以上活動を行っており、現在活動中であること。

(6) 除外条件

上記の(1)から(5)までに規定する対象のうち、過去に、次のいずれかに該当するものは、表彰の対象から除外するものとする。

ア 社会福祉関係で、叙勲、藍綬褒章又は黄綬褒章を受けた者

イ 社会福祉関係功労者として厚生（労働）大臣表彰又は同特別表彰を受けた者

ウ 社会福祉事業功労者として全国社会福祉協議会会長表彰（永年勤続表彰を除く）を受けた者

エ 社会福祉功労者として県知事表彰を受けた者

オ 社会福祉功労者として本会会長の表彰を受けた者

4 感謝の対象・基準

本会会長が感謝の意を表するものは、次に定めるものを対象とする。

(1) 民生委員・児童委員の感謝基準

民生委員・児童委員の現職にあり、その在職期間が6年以上で、市町村長が推薦したもの。

(2) 社会福祉施設（社会福祉法第2条該当）・社会福祉団体役職員の感謝基準

県内において、社会福祉施設・社会福祉団体の役職員等の現職にあり、その在職期間が10年以上で、市町村社会福祉協議会会長が推薦したもの。

(3) 市区町村社会福祉協議会役員の感謝基準

市区町村社会福祉協議会の役員等（会長・副会長・理事・監事・評議員）の現職にあり、その在職期間が6年以上で、市町村社会福祉協議会会長が推薦したもの。

(4) 市区町村社会福祉協議会事務局長の感謝基準

市区町村社会福祉協議会事務局長の現職にあり、その在職期間が6年以上で、市町村社会福祉協議会会長が推薦したもの。

(5) 里親の感謝基準

現在、里親であって、その児童の養育期間が5年以上で、名古屋市長、県福祉相談センター長又は県児童相談センター長が推薦したもの。ただし、養子を前提とした里親は除く。

(6) 各種相談員の感謝基準

現在、相談員（母子、身障、知的、女性、家庭の各種相談員又は協力員で知事又は市町村長が委嘱等したもの、及び心配ごと相談所相談員で社会福祉関係者以外の者）であって、その在職期間が6年以上で、市町村長、市町村社会福祉協議会会長又は県福祉相談センター長が推薦したもの。

(7) その他、社会福祉事業の進展に寄与した者の感謝基準

次に定める条件に該当するものとする。

ア 地域社会及び個人の福祉に多大な貢献があり、市町村社会福祉協議会会長が推薦した団体及び個人。

イ ボランティアグループ及び個人ボランティアは、4年以上活動を行っており、現在活動中であり、市町村社会福祉協議会会長が推薦したもの。

(8) 除外条件

上記の(1)から(7)までに規定する対象者のうち、過去に、次のいずれかに該当するものは、感謝の対象から除外するものとする。

ア この種の県知事感謝を受けた者

イ この種の本会会長感謝を受けた者

5 在職期間の算定方法

被表彰及び感謝候補者の在職期間年数の算定は、次のとおりとする。

(1) 在職期間年数の算定期間は、原則として当該年度の愛知県社会福祉大会の開催日で算定する。

(2) 在職期間が中断されている場合は、その在職期間を通算するものとする。ただし、3の(5)及び4の(7)については、適用しないものとする。

(3) 非常勤の職員の場合は、次の算定方式によるものとする。

勤続年数×（非常勤職員の1週間の勤務時間数／常勤職員の1週間の勤務時間数）

(4) 産休期間については在職期間に含め、育児休業期間については在職期間から除外するものとする。

6 表彰の時期

この要綱による表彰及び感謝は、毎年開催する愛知県社会福祉大会において行う。

7 内申書及び推薦書の様式

(1) 表彰

- ア 愛知県社会福祉協議会会長表彰候補者一覧表 別紙
- イ 民生委員・児童委員 様式1
- ウ 市区町村社会福祉協議会会長 様式2
- エ 社会福祉施設・社会福祉団体役職員（市区町村社会福祉協議会役職員） 様式3-1
社会福祉施設・社会福祉団体役職員（その他施設・団体役職員） 様式3-2
- オ 里親 様式4
- カ その他、社会福祉事業の進展に寄与した者 様式5

(2) 感謝

- ア 民生委員・児童委員 様式6
- イ 社会福祉施設・社会福祉団体役職員 様式7
- ウ 市区町村社会福祉協議会役員 様式8
- エ 市区町村社会福祉協議会事務局長 様式9
- オ 里親 様式10
- カ 各種相談員 様式11
- キ その他、社会福祉事業の進展に寄与した者 様式12

8 選考

本会審査会において、表彰又は感謝該当者の選考を行う。ただし、本会会長が特に必要と認める場合は、直接選考することがある。